研究ノート

日本古代の排泄観念と樋洗童に関する一考察

寺田　綾

はじめに

大人が子どもをめぐる問題を語る時、そこにはどこか「正義感」めいた感覚がつきまとってはいないだろうか。我々の生きる現代では、様々なメディアを中心に、「子ども」というキーワードが取り上げられない日はなく、家庭内における虐待の問題・子どもを被害者・加害者とする犯罪の問題・学校空間におけるいじめの問題・子どもに関わる教師の質の問題…「子ども」というキーワードで取り上げられるテーマは無限に存在するといっても過言ではないだろう。

現代では、「子ども」をどのように守り、教育し、育てていくかということを常に議論している。だが、これほどにも「子ども問題」で頭を悩ませているにも関わらず、「子どもとは何か」という素朴な疑問を投げかけられた時、我々は明確な答えを述べることはできるだろうか。法律上、現在の民法では満20歳以上が「成人」として扱われるが、この年齢はあくまで年齢区分でしかなく便宜上定められているものに過ぎないと言えるだろう。我々は、「子ども」という存在を自明のものとして捉え、「子ども」という言葉から連想するある一定のイメージを普遍的で永遠に持続していくものとして、長らく安心しきってきたのではないだろうか。

さて、日本の子ども観研究の中では「童」をどのような存在として解釈するか、ということ自体が大きなテーマであり、これまでにも議論がなされてきたが、現在でも「童」という言葉は「子ども」あるいは「子ども的なもの」という意味で解釈され続けている。そのように考えると、どうやら「童」=「子ども」と直訳する感覚が我々には染み付いているようだ。

以上のような「子ども」をめぐるイメージへの疑問をきっかけとして筆者が取り組むようになったテーマが本稿で取り上げる「樋洗童」[1]である。「樋洗童」とは、日本の古代から中世のある一時期に存在した、特定の職掌に従事していたとされる童であり、「樋洗」と表記されることも多い。樋洗童は、貴人の身辺の世話、主に、排泄物の処理を行っていた童であると考えられている。「童」を「子ども」と直訳する感覚のままで、排泄物処理という「汚くて臭い」仕事を「子ども」に任せていたと考えると、その仕事は多く現代人の眼には奇異なものに映るかもしれない。し

かし、「童」とは、単に発達段階上の早い時期にある状態、すなわち我々が「子ども」として捉えるものだけを指す言葉ではなく、実に多様な解釈の幅を持つ言葉である。「童」のもつ性質やイメージを検討し、ある時代、ある社会において、我々が「子ども」だと見做している人々がどのような存在であったのかということを考えることで、現代において「子ども」をどのように捉えるべきか、という問いにも近づけるのではないかと考える。樋洗童の姿から、「童とは何か」というテーマを問い直し、歴史の中の子ども像を理解することによって、混迷する現代の社会像や、子どもイメージを相対化するための足がかりを少しでも見つけたいと思う。

1、辞書での意味

まず、ごく一般的な日本の辞書に掲載されている「樋洗童」についての表記を見ることから始めたい。以下に、数冊の主な辞書からの引用を挙げる。

① ひすまし-わらわ[樋洗童]…禁中の便所、貴人の便器などを清掃する少女。

② ひすまし[樋洗]…平安以降、禁中の便所の清掃などをする下級の女性。

（①②ともに『日本国語大辞典』より）[2]

③ ひすまし[樋洗]…平安時代の女官・女房のうち下臈（げろう）のもの。大便・小便を入れる箱を洗い清める役。

（『国史大辞典』より）[3]

④ ひすまし【樋洗し】…便所の清掃などをした下級の女官。

（『角川必携古語辞典』より）[4]

⑤ 樋洗　ひすまし…高貴な女性に仕えて、便器の清掃、また外出時に便器を持って従うなどの役に当たる下級の侍女。

（『平安時代史事典』より）[5]

辞書に掲載されている内容からは、「便所・便器の清掃」、「女性」、「下級」の三つのキーワードが読み取れる。『日本国語大辞典』では、①②に挙げたように、「樋洗童」と「樋洗」を項目として分けているが、これは珍しい例であると言える。本稿では、「樋洗」は「童」という表記が省略された形であると考えるため、「樋洗童」と「樋洗」を特に区別しないことを予め断っておく。

このように、「樋洗」はごく一般的な辞書類にも取り上げられている用語であるにも関わらず、その実態はほとんど謎である。近年、考古学の発掘成果を中心に古

代のトイレ研究がなされるようになり、それらの研究の中には「樋洗」「樋洗童」の文字が見えるようになってきた。だが、樋洗童の存在自体に焦点を当てた研究はこれまでには見られず、「樋洗」という存在自体や発生の背景について論じた研究はこれまでに出ていない[6]。

さて、辞書の意味では、「便所の清掃」ということが記されていたが、古代において、一般的な排泄空間として「便所」という空間が明確に存在していたと言うことができるのだろうか。そこでまず、樋洗童そのものを論じるに当たって平安期を中心とした時期の排泄そのものがどのようであったのかを調べておく必要があるため、古代・中世における排泄が一体どのようなものであったのだろうか、ということを整理したい。なお、「古代・中世の排泄」というように大まかな時代区分で区切ったのは、排泄に関して知ることのできる史料の存在が限られていることと、樋洗童が存在していたと考えられる時代の文献史料における記述内容が、中世史料の内容に重なる部分の極めて多いことによった。

2、古代・中世の排泄空間

それでは以下に、古代・中世の排泄場所について史料を挙げながら見ていきたい。(本章における史料中の下線は筆者によるものである)

『今昔物語集』巻二十三―十六　駿河前司橘季通、構逃語[7]

（略）此ノ殿ニ候女童ノ大路〔ニ〕屎マリ居テ候ツルヲ、シヤ髪ヲ取テ打臥セテ、衣ヲ剥候ツレバ、叫ビ候ツル音ニ付テ、侍共ノ出来リ候ツレバ、「今ハ然リトモ出サセ給ヌラム」ト思給テ、打棄テ此方様ニ参合候ツル也」ト云テ、具ニ返ニケル。童部ナレドモ此ク賢ク奴ハ難有キ者也。此季通ハ陸奥前司則光朝臣ノ子也。此レモ心太ク力有ケレバ、此クモ逃也トナム語リ伝ヘタルトヤ。

（『今昔物語集』四、p. 356 ～ 366）

この話の中には、路傍での排便の様子が記されている。貴族の屋敷に仕えている女童が、大通りで排便している場面である。ここから、貴族の屋敷に仕えている使用人が路傍排便をすることも決して不自然なことではなかったことがわかる。例えば、現在の日本では「トイレ」・「便所」などと呼ぶ「排泄空間」の存在が、人々の意識に浸透しているために、基本的には野外での排泄は考えられない。野外で排泄行為に及ぶことがあるとすれば、それは近くに排泄設備がない場合などであり、ある意味「緊急事態」でどうしてもやむを得ない際の選択であろう。また、たとえそ

の際であっても、道端に排泄することはまず考えられない。極力、人目につかない場所に隠れて行うであろう。もちろん、そこには羞恥心や衛生観念などが深く関係しており、現代のわが国に特有の価値観に過ぎないのかもしれないが[8]、公衆の面前で排便することは少なくとも我々とは異なる価値観の下で行われる行為である。つまり、この史料に見える路傍排便の様子は、当時の人々が、「公然排泄」に関して精神的な抵抗がなかったことを示している[9]。以上のようなことを踏まえた上で、家屋内における排泄がどのようなものであったのか、ということを考えていきたい。

次に列挙するように、平安時代の貴族が残した日記の中には「御樋殿」[10]という名称の語句が見られる。この「御樋殿」はいったいどのようなものであったのだろうか。

『春記』長暦四年十月二十二日条[11]

（略）西南渡殿南面為殿上、有立蔀、後有壁、其北面為御膳宿之殿、北渡殿為御湯殿並御樋殿（以下略）

（『春記　春記脱漏及補遺』、p. 253。）

『帥記』承暦四年五月十一日条[12]

（略）西廊立亘馬形障子、同南渡殿北立亘打毬障子等、以北渡殿為御湯殿並御樋殿（以下略）

（『権記　帥記』、p. 34）

ここでは、「北渡殿を御湯殿並びに御樋殿と為す」という表現が共通して見られる。つまり、「御樋殿」は北の渡殿に作られ、「御湯殿」と呼ばれるものと並んで存在していたということがわかる。渡殿とは、寝殿造の二つの建物をつなぐ廊下のことであるため、「御樋殿」は屋敷の北側の廊下に面した形で作られた空間であると解釈できる。次の史料にも、「廊」に「御樋殿」があったということが記されている。

『兵範記』久寿二年二月二十五日条[13]

（略）御所西北子午廊、…（中略）…其西造加三間廊、一間立棚備御菓子、中間用塗籠甲冑以下物具、美紙三百帖納之、第三間為御樋殿、（以下略）

（『兵範記』、p. 306）

ここには、西北の廊における第三の間が「御樋殿」であったとあり、さらに、次の史料では、堀川天皇が実際に「御樋殿」に渡っていたということがわかる。

『殿暦』嘉承二年七月六日条[14]

六日、庚寅、天晴、所労猶不快、今日堅固物忌、雖然酉剋許企参内間、藏人仲光来、主上重御由告之、仍忩院令渡給前齋院、主上極重御、仍候御前、御樋殿渡給程、於道不覚御也、返返不便、今夜有免物、又非常赦被行、今夜侍宿（以下略）

（『殿暦』、p. 200 ～ 201）

以上に挙げた史料からは、「樋殿」が建物内において独立した一空間であったと考えられ、実際に『延喜式』宮城図には内裏図の中に「御樋殿」が見える[15]。このことから、寝殿造における「樋殿」は「便所」つまり「個別空間としての排泄場所」というものであったということが言えるだろう。しかし、貴族の邸宅には必ずしも「樋殿」のような明確な排泄空間が存在していなかった可能性を示すのが、以下のような記述である。

『雅亮装束抄』[16]

尊者のやすみ所とて、外記・史の座のそばなどびんぎの所一間に、御簾をかけまはして、高麗の畳一帖を敷きて、大臣の尊者のをりはおほ壷を置き、大納言には板に穴をゑるなり、（以下略）

（『雅亮装束抄』、和装本）

『台記』[17]

（略）北渡殿母屋…（中略）…其内西北立四尺屏風二帖、敷高麗縁帖一枚 逼西、屏風南北妻敷之、□大壷二口、北屏風前西邊、東西相並置之、為尊者急所、同間北廂西北二面、垂簾、北面以北為面、西面以西為面、彫穴於板敷、其穴自本有之、納言参議急所、（以下略）

（『台記　台記別記』、p. 91）

『兵範記』仁平二年正月廿五日条[18]

（略）西北渡殿東第一間西柱入暇鴨柯、不塞上、垂御簾、二重懸之、一枚以西為面上座官方一枚以東為面、急所方也、其北母屋際　西北面三ヶ間、桂南以南為面懸之、東第一為急所、同第二三四間也、上官座方也、同垂御簾、南面三ヶ

間　西戸不懸御簾、
（中略）
其内寄西敷高麗帖一枚、副西北両方御簾、立四尺屏風二帖、為急所、屏風内乾角置大壷、北庇四ヶ間　西遣戸垂簾、北庇東第一間西入假鴨柯、懸隔御簾也、（以下略）

（『兵範記』、p. 62）

これらの史料は幾つかの興味深い点を伝えている。ここで述べられているのは、宴会などで貴人を客としてもてなすに当たって、排泄の場所をどのように設けるかということであり、それらは「やすみ所（休所）」「急所」などと表現されている点にも注目したい。畳を敷いて、御簾で囲った空間に、大臣が客である場合には「大壷」を置き、納言や参議が客の場合には「板に穴を開けたもの」を使用する、とある。つまり、当時、排泄は壷の中や床の穴にしていたということがわかるのである。増田繁夫[19]は、納言や参議用の「板の穴」とは、もともと便所用にと作られていたものである、と解釈する。つまり、床にあけた穴が「便所」としてもともと屋敷に作られ、納言や参議の客には、それを使用させたということになる。そして、その穴の下には壷やそれに代わる容器が、排泄物を受け止めるものとして置かれていたと考えられる。

以上のような、宴会の際の「排泄場所」に関する記述は、建築として明確に区切られた排泄空間とされる「樋殿」が貴族の邸宅内に必ずしも存在していなかったということを示している。「樋殿」は確かに「便所」を意味する言葉ではあるが、「樋殿」の実態はその家によってかなり差があったと考えるのが自然である。ただし、家の床板そのものに穴をあけるという「常設の排泄設備」といったものもたしかに存在しており、寝殿造における「排泄場所」の具体例をここから読み取ることができる。しかし、このような「排泄空間の個別化」は平安時代においてすでに当たり前のものであったと言えるのだろうか。

3、古代・中世における排泄の様子

ここまでは、「排泄設備」というハード面に関する記述に注目して史料を見てきたが、「排泄をする人間」の描写に視点を移して史料を読んでいくこととする。（本章における史料中の下線は筆者によるものである）

『古今著聞集』[20]

ある宮ばらの女房みそか法師をもちて、夜な夜なつぼねへ入れけり。ある夜法師しとしたかりければ。いずくにかあなあると女房にたづねければ。そのさほの下にこそ穴は侍れ。さぐりてし給へとをしへければ。この法師はひよりてさぐるに。穴にさぐりあひにけり。すでにせんとしける程に。折ふしあしくへのひられんとしければ。しとをもねうじてためらひ居たり。しとをいきづまば一定もろともに出ぬべくてひかへたるをばしらずして。女房あなをさぐりえぬと心得て。はひよりていづくにぞとさぐる程に。あやまたず僧のわきへさしいれてけり。この僧こそばゆさにたえぬものなりけるにや。をびえて身をふるう程に。へもしとも一度に出にけり。穴に取あてたるまらもはづれて。しとさんざんにはせちらされにけり。隣の中のへだてのやり戸に穴のありけるより。しと通りて。やりどのそばにねたりける女房の顔にかゝりければ。かくとはしらで。雨のふりてもるぞと心得てさはぎまどひける。おかしかりける事かな。

(『古今著聞集　愚管抄』、p. 322 ~ 333)

この資料は、「ある宮家の女房が、とある法師を密かに自分の局に通わせるようになっており、ある晩この法師が尿意をもよおしてしまった」という場面を語るものである。この説話から読み取れることは、女房の局に排泄用に作られたと見られる穴が存在している、ということであり、保立道久は、この「穴」を「寝殿造におけるトイレ施設の原形であったのではないか」と指摘している[21]。勿論、この説話からは、その穴がどの程度の大きさだったのか、などという詳しいことは不明だが、法師が「いずくにか穴はある」と聞き、女房も彼の用足しの意を汲んですぐに返答していることを考えれば、部屋におけるそのような穴の存在は、当時の人間にとっては共通に認識されたものであったと考えることができるだろう。保立は、この穴を「わざわざあけたものか、ただの節穴に過ぎなかったのかは別として…」と言葉を濁しているが[22]、この穴は排泄用に作ったと考えるのが自然であろう。法師が、穴の「存在」を確認しているのではなく、穴の「場所」を聞いているという点からもそのように言えるだろう。局における排泄用の穴の存在はある程度当然なものとしてみなされていたと考えられるのである。

この点に関して、安田政彦は、この穴は法師が女の元に通ううちに存在知った「穴」であり、女房の局一般に「穴」があったとは言えず、そもそも男性が小用を足すほどの小さな「穴」に女性が小便をするのは至難のわざであるとして、この穴はたまたま空いていたものであって、「トイレ」ではないとしている[23]。だが、も

し法師がもとから穴の存在を知っていたのであれば、わざわざ女に尋ねなくても、暗がりの中を探せば穴に行き当たるであろう。そもそも、当時の部屋のあり方は、広い空間をつい立や屏風などで仕切るなどしており、部屋を仕切る壁自体が大変少なかった。つまりその都度、部屋の用途が変わっていた可能性があり、その部屋が常に女房の部屋になるとは限らなかったであろう。そのため、この部屋が女性専用のための部屋であると考えること自体に無理があるように思う。おそらく、この穴は男女とも小用を足そうと思えば足せる程度の大きさの穴であり、排泄物またはゴミを捨てるなどに使うためにあけた「穴」であったのではないか、と考える。

以上の史料から、排泄用の「穴」は、渡殿のみに作られたものではなく、個人の寝起きする部屋の内部にも存在していた、ということができる。つまり、排泄は必ずしも排泄専用の個別空間を設けてその空間内で行われていたのではなく、実際に寝起きする居住空間の中でもごく自然に行われていた行為であったと考えられる。しかし、部屋の中に排泄用の「穴」があるからと言っても、そこですべての排泄が済んでいたのではないようである。そのことを示すのが次の表現である。

『源氏物語』(空蝉)[24]

(略)

老い人、これを連ねてありきけると思ひて、「いま、たゞ今立ち並び給ひなむ」と言ふ言ふ、われもこの戸より出でて来。わびしければ、えはたをし返さで、渡殿の口にかひ添ひて隠れ立ち給へれば、このおもとさし寄りて、「おもとはこよひは上にやさぶらひ給つる。おとゝひより腹を病みて、いとわりなければ下に侍りつるを、人少ななりとて召ししかば、よべ参う上りしかど、なをえ耐ふまじくなむ」とうれふ。いらへも聞かで、「あな腹、あな腹。いま聞こえん」とて過ぎぬるに、からふして出たまふ。なをかゝるありきはかろがろしくあやしかりけりといよいよおぼし懲りぬべし。

(『源氏物語』一、p. 92)

老いた女房が、下痢をしていたために夜間に「お腹が、お腹が…」と言いながら渡殿を通り過ぎて行った、という部分である。このことから、必ずしも排泄用の穴は部屋の中に完備されていたわけではなく、こと大便の排泄に関しては、局の外部において行っていた、と考えることができるだろう。この老女が局を出て行った後で、どこで排泄したかについては不明であるが、「渡殿」という記述があることからも、渡殿に設置された「樋殿」的な場所で排泄した可能性が十分考えられる。また、排泄専用の場所ではなく、庭先で排泄した可能性もある。

『散木奇歌集』[25]

うちわたりに夜更けてあるきけるに、かたちよしといはれける人のうちとけてしとしけるを聞きて、しはぶきをしたりければ、恥じて入りにけり、またの日つかはしける

（『散木奇歌集』、p. 321）

内裏女房である女性が庭先で尿の排泄をしていることがわかる。このことから、寝殿造において排泄空間は一応存在していたものの、それは必ずしもそこに生活するすべての人間に利用されていたものではなかったということができるだろう。

さて、ここまで述べた排泄設備は、渡殿にしろ部屋の内部にしろ、すべて人間がその場まで移動して用を足すというものであった。そこで、ここでもう一つの排泄の形について考えてみることにしたい。すなわち、持ち運び可能な容器を便器として利用した排泄行為についてである。我々に馴染みのある言葉で表現するならば、「おまる」[26]を使用した排泄ということになるだろう。客人用の排泄の場面で登場した「大壷」もこのような移動可能な便器のうちの一つである。そこで、まず「大壷」が便器の意味を表していたということについて詳細を確認しておきたい。

『源氏物語』（常夏）[27]

「何か。そはことことしく思ひ給へて、まじらひはべらばこそところせからめ、大御大壷取りにも仕うまつりなむ」と聞こえ給へば、え念じ給はで、うち笑ひ給ひて、「似つかはしからぬ役ななり。かくたまさかに会へる親の孝せむの心あらば、このもののたまふ声をすこしのどめて聞かせたまへ。さらば命も延びなむかし」と、おこめいたまへるおとゞにて、ほゝ笑みてのたまふ。

（『源氏物語』三、p. 19 ～ 20）

この「大御大壷取り」という語は、近江君という女性が、どんな仕事でも苦ではないということを示すために言った言葉である。増田繁夫[28]によれば、この「大壷」は排泄物を受けるための容器を示す言葉であるという。つまり、この場面で、近江君は、「たとえ便器の持ち運びの仕事であろうとも何だってやります」と発言した、ということになる[29]。

また「大壷」が持ち運び式便器であったということは、次の史料からも読み取ることができる。

『山槐記』治承三年十月廿五日条[30]
（略）
雑色十人、吉次、澤行、月高、花近、季弘、重澤、澤成、花方、月永、・・、
番頭平禮、
雨皮持仕丁、賜装束、友次云々、
笠持舎人、當番勤之
大壷持舎人、久重、
（以下略）

（『山槐記』、p. 305）

『長秋記』元永二年十月廿一日条[31]
（略）南方置沈枕一双、跡方置大壷、（以下略）

（『長秋記』、p. 169）

以上の史料は、貴人の外出時にどのような道具が携帯されていたか、また、生活空間において道具の配置がどのようであったかということを伝えている。ここでは、部屋の隅に「大壷」を置いていることがわかる。このように、「大壷」は渡殿における「樋殿」に設置されることもあれば、個人の部屋の内部に設置されることもあった。「大壷」は移動可能な便器であったと言うことができるだろう。次に、同じく持ち運び式便器という点で「木製の箱・筥」が使用されたことに注目していきたい。

『平安遺文』三二七九　諸雑具目録[32]
（略）
花打木三切／衣筥蓋一枚／御裏天一足／板火桶二口在鉢一口／白木灰樻一脚在鉢／
燈械一懸／御樋一口在臺／御大臺一口／（以下略）

（『平安遺文』、p. 2606）

これは、貴族の生活に必要な道具を列挙した史料であるが、ここからは、排泄に関わる用具として大壷以外の名称が存在していたことがわかり、「大壷」と並んで「樋」という物が見える。

『延喜式』内匠寮　樋類[33]

雕木一脚。長一尺七寸。廣一尺三寸。高一尺一寸。木工寮作之。樋一合。高九寸。徑九寸五分。虎子一合料。漆二升四合。雕木八合。樋一升二合。虎子四合。石見綿一斤。絹一尺五寸。貲布八尺。調布一尺五寸。掃墨一升。油二合。伊豫砥半顆。青砥半枚。炭八斗。單功十七人。雕木六人。樋八人。虎子三人。

（『延喜交替式 貞観交替式 延喜交替式 弘仁式 延喜式』、p. 456）

ここでは、「樋」という道具が確認でき、「虎子」「雕木(えりき)」という道具も存在している。ここに記されている大きさを現在の単位に換算してみると、「樋」は、高さ・直径ともに約 30cm 程の容器であったということになり、便器としてはかなりの容量を持った入れ物であると言えるだろう。「虎子」に関しては、数値は記載されていないが、「樋」と同じような便器としての容器であると考えられる。また、両者は、漆器である、という点で共通しているが、漆の含有量で比較するならば、「樋」の方が高級な便器であったと考えてよいだろう。また、「雕木」は単位が一脚となっていることから、「樋」や「虎子」のような容器ではないことがわかる。

『永昌記』保安五年四月廿三日条[34]

（略）抑行烈之中有樋臺稱彫木令行烈云々、此事如何、後日失也、不具之由、重實示之、

（『水左記　永昌記』、p. 162）

「彫木」は「樋台」とも呼ばれていたことがこの史料からわかる。つまり、「彫木」は「樋」を使用する際の台であった。増田は、「樋」を使用する際に腰をかける台のことではないか、と述べている[35]。このように考えると、腰をかけて使用する「樋」は、大便用であったということができるだろう。しかし、排泄の方法については、身体構造上、男女では大きく差があるため、一概には言えないであろう[36]。

このように、当時の便器は持ち運び式であり、壷や筥の形態であった。このような移動可能な便器がどこで使用されたのかと言えば、前述のように、渡殿に設けられた「樋殿」で用いられることもあれば、個人の居室内で使用されることもあったのである。つまり、当時の人々には、「排泄は居住空間と明確に区別された空間で行う」というような排泄感覚は徹底されていなかったことがわかる。

さて、壷や筥が便器であったということは、それを最終的に処理する人間が必要となる。樋洗童はそのような役割の職掌であったと言え、樋洗童のイメージにより

近いものとして考えられるのが、次の『今昔物語集』に登場する女童である。

『今昔物語集』平定文仮借本院侍従語第一[37]
（略）
「此ノ人此ク微妙ク可咲クトモ、筥ニ為入ラム物ハ、我等ト同様ニコソ有ラメ。其レヲ掻涼ナドシテ見テバ、思ヒ被疎ナム」ト思ヒ得テ、「筥洗ヒニ行カムヲ伺、筥ヲ奪取テ見テシカナ」ト思テ、然ル気無シテ、局ノ辺ニ伺フ程ニ、年十七八許ノ、姿様体可咲クテ、髪ハ袙長ニ三寸許不足ヌ、瞿麦重ノ薄物ノ袙、濃キ袴四度解無気ニ引キ上テ、香染ノ薄物ニ筥ヲ裹テ、赤キ色紙ニ絵書タル扇ヲ差隠シテ、局ヨリ出デ行クヅ、極ク喜ク思エテ、見継々々ニ行ツヽ、人モ不見ヌ所ニテ走リ寄テ筥を奪ツ。女ノ童泣々惜メドモ、情無ク引奪テ走リ去テ、人モ無キ屋ノ内ニ入テ内差ツレバ、女ノ童ハ外ニ立テ泣立テリ。
平中其ノ筥ヲ見レバ、琴漆ヲ塗タリ。裹筥ノ体ヲ見ルニ、開ケム事モ糸々惜ク思エテ、内ハ不知ズ、先ヅ裹筥ノ体ノ人ノニモ不似ネバ、開テ身疎マム事糸惜クテ、暫不開デ守居タレドモ、「然リトテ有ラムヤハ」ト思テ、恐々ヅ筥ノ蓋ヲ開タレバ、丁子ノ香極ク早ウ聞エ、心モ不得怪ク思テ、□筥ノ内ヲ臨ケバ、薄香ノ色シタル水半許入タリ。亦大指ノ大サ許ナル物ノ黄黒バミタルガ、長二三寸許ニテ三切許打丸カレテ入タリ。思フニ、「然ニコソハ有ラメ」ト思テ見ルニ、香ノ艶ズ馥シケレバ、木ノ端ノ有ルヲ取テ、中ヲ突差シテ、鼻ニ宛テ聞ゲバ艶ズ馥シキ黒方ノ香ニテ有リ。惣ベテ心モ不及ズ。「此レハ世ノ人ニハ非ヌ者也ケリ」ト思テ、此レヲ見ルニ付テモ、「何カデ此ノ人ニ馴睦ビム」ト思フ心、狂フ様ニ付ヌ。筥ヲ引寄セテ、少シ引飲ルニ、丁子ノ香ニ染返タリ。亦此ノ木ニ差テ取上タル物ヲ、崎ヲ少シ嘗ツレバ、苦クシテ甘シ、馥シキ事無限シ。
平中心疾キ者ニテ、此レヲ心得ル様、「尿トテ入タル物ハ丁子ヲ煮テ、其ノ汁ヲ入レタル也ケリ。今一ツノ物ハ野老合セ薫ヲ甘葛ニヒチクリテ、大キナル筆欛ニ入レテ、其ヨリ出サセタル也ケリ」此レヲ思フニ、「此ハ、誰モ為ル者ハ有ナム。但シ此レヲ涼シテ見ム物ゾト云フ心ハ何デカ仕ハム。然レバ様々ニ極タリケル者ノ心バセカナ。此ノ人ニハ非ザリケリ。何デカ此ノ人ニ不会デハ止ナム」ト思ヒ迷ケル程ニ、平中病付ニケリ。然テ悩ケル程ニ死ニケリ。
極テ益無キ事也。男モ女モ何カニ罪深カリケム。
然レバ、「女ニハ強ニ心ヲ不染マジキ也」トゾ世ノ人謗ケル、トナム語タリ伝ヘタルヤ。

（『今昔物語集』四　巻二十七～巻三十一、p. 419 ～ 425）

ここでは、平中という貴族が懸想した女房の排泄物を片付けようとする女童の様子が描かれており、女童は、「筥」を持って屋敷内から出てくる、という場面である。この中に排泄物が入っている（作品中では、実際には、作り物の排泄物が入れられている）。女童は、主人の排泄物の入った「筥」を持って庭に出ている。つまり、「樋」や「虎子」といった「筥」に排泄されたものを捨てる、あるいは洗い流すような場所が屋外に存在していた、ということがわかるのである。作中では、「樋洗童」という表現は直接見ることはできないが、これが、樋洗童という存在をイメージさせるものとしては、もっとも適当な記述であると考える。この女童自体については、後ほど詳しく考察するとして、ここでは、排泄物処理という部分を見ることに留めておく。これまで見てきた中で「樋」が便器または排泄を示す語であったことは確かである。「樋」を「洗う」という職名から考えても、樋洗童が排泄に関与していたものとして見做されるのは自然であろう。

以上、平安時代を中心とした排泄空間と排泄に関わる道具について整理した。本稿の主題となっている樋洗童は、排泄に対する大らかな観念を背景として登場した存在だったのである[38]。

樋洗童は『今昔物語集』に登場する女童のように、便器として使用された「筥」や「壷」を清める存在として解釈することができる。排泄に関わる施設や便器に「樋」という言葉が用いられていることからも、「樋」という文字は排泄にまつわる文字であり、そこから「樋洗」は排泄物処理に関係する職掌という意味になったのだろう。しかし、実際に残存する史料には、樋洗童はどのように記されているのだろうか。そこで、ここからは、史料中に見える「樋洗童」の語句またはそれを示すと思われる言葉を列挙して、「樋洗童」像について迫っていきたい。

4、史料に見える樋洗童

以下に、「樋洗童」についての記述を拾っていくこととする。主に、平安時代の文学作品や日記資料を対象とした。（史料中の傍点は筆者による）

『和泉式部日記』[39]

かくて、のちもなほ間遠なり。月の明き夜、うち臥して、「うらやましくも」などながめらるれば、宮に聞こゆ。

月を見て荒れたる宿にながむとは見に来ぬまでもたれに告げよと

樋洗童して、「右近の尉にさし取らせて来」とてやる。御前に人々して、御物語しておはしますほどなりけり。人まかでなどして、右近の尉さし出でたれば、「例」の車に装束せさせよ」とておはします。

（『和泉式部日記／紫式部日記／更級日記／讃岐典侍日記』、p. 37）

小舎人童来たり。樋洗童例も語らへば、ものなど言ひて、「御文やある」と言へば、「さもあらず。一夜おはしましたりしに、御門に車のありしを御覧じて、御消息もなきにこそはあめれ。人おはしまし通ふやうにこそ聞こしめしげなれ」など言ひて去ぬ。

「かくなむ言ふ」と聞こえて、「いと久しう、なによかよ」

（同上書、p. 39）

以上の二つの史料は、『和泉式部日記』における「樋洗童」の登場する場面であるが、『和泉式部日記』には、この二箇所に「樋洗童」という語句が使用されているのみである。

前者では、「女」（和泉式部本人のことである）が右近の尉へ宛てて書いた文を届ける役目を果たす存在として樋洗童が働いている。また、後者では、右近の尉に仕える小舎人童と気安く会話をしており、主人の恋人に仕える小舎人童に対して、「主人への文を預かっているか」などと、かなり不躾とも取れる質問をしている。このように『和泉式部日記』における樋洗童は、排泄に関わる存在としては描かれてはおらず、主人の恋を手助けする存在として登場する。勿論、主人の身のまわりの世話をすることも仕事のうちであったと考えられるので、排泄にも関係していた可能性は十分にあるが、この史料の場合、雑用に従事している存在であると読み取ることができる。つまり、樋洗童は、必ずしも排泄のみに関与していた職掌ではない、ということが言えるのである。また、史実から考えれば、『和泉式部日記』の著者である和泉式部は、一条天皇の中宮である彰子に仕えた女性であり、宮中に仕える女房としては最高クラスの存在であったということができる。このことから、和泉式部のような高級女房の身辺に「樋洗童」が存在していた、ということがわかるのである。さらに、この例では、宮中における恋愛というプライベートな問題において樋洗童が活躍していることが読み取れる。つまり、樋洗童とは、実際の身分はともかくとして、宮廷社会のコミュニケーションにも関わることができる程に主人をはじめとした人間から信頼を受けるような存在であった、ということが言える。

さらに次の史料においても、樋洗童が文の使いをしている様子が描かれている。

『源氏物語』(常夏) [40]

樋洗童しも、いと馴れて清げなる、今まいりなりけり。女御の御方の大ばむ所に寄りて、「これまいらせ給へ」と言ふ。下仕へ見知りて、「北の対にさぶらふ童なりけり」とて、御文取り入る。大輔の君といふ、持てまいりて、ひき解きて御覧ぜさす。女御ほゝ笑みてうちをかせ給へるを、中納言の君といふ、近くいて、そばそば見けり。「いといまめかしき御文のけしきにもはべめるかな」と、ゆかしげに思ひたれば、「草の文字はえ見知らねばにやあらむ、本末なくも見ゆるかな」とて給へり。「返りこと、かくゆへゆへしく書かずは、わろしとや思ひおとされん。やがて書き給へ」と譲り給ふ。持て出でてこそあらね、若き人は、ものおかしくて、みなうち笑ひぬ。御返り乞へば、「おかしきことの筋にのみまつはれてはべめれば、聞こえさせにくゝこそ。宣旨書きめきてはいとおしからむ」とてたゞ御文めきて書く。

(『源氏物語』三、p. 23 ~ 25)

これは、内大臣の落胤である近江君という人物の愚劣さについて述べられた場面の一部である。近江君は、自分の異母姉にあたる女御に文を出すものの、字も下手で、修辞過多の全く酷い文であるために、女御とその女房たちからからかわれ、皮肉たっぷりの返事を貰う、という場面であるが、この近江君の文を持参した使いが「樋洗童」である。この樋洗童は、文を女御の住まいの台所に届けるが、そこの下仕えの人間がこの童のことを見知っていたために、特に訝しがられた様子もない。「常夏」の段では、近江君について嘲る表現が頻出するが、本場面において、近江君の文使いの者が「樋洗童」であったことについては嘲笑の対象にはなっていない。すなわち、樋洗童という名で呼ばれる人間が文の使いを行うことは極めて普通のことであったと考えられるだろう。女御からの返事を催促していることからしても、文の伝達ということがこの樋洗童にとって重要な仕事であることがわかる。この樋洗童は近江君に仕えている。近江君は作品中では嘲りの対象となる愚鈍な人物として描かれているが、この時点での身分だけを見るならば内大臣家の人間である。そして、樋洗童が女御の住まいにも自由に出入りしていることを考えると、樋洗童が下級の存在として低く扱われていた訳ではないということがわかる。貴族間のコミュニケーションにおいて重要な役割を果たしていた可能性がこの史料からも浮かび上がってくる。

また、この樋洗童についての描写として「いと馴れて清げなる、今まいりなりけり」とあり、「新参者でありながら、打ち解けた様子で、美しい」とある。「清げなり」とは、外見的に美しい様、清潔な美しい様を表す言葉であり、樋洗童に関して

は、非常に好印象であることが示されているのである。つまり、樋洗童に対する蔑視というようなものは表現上見当たらず、文の伝達者としての樋洗童が描かれているのみである[41]。

『源氏物語』（玉鬘）[42]

歩むともなく、とかくつくろひたれど、足の裏動かれず、わびしければ、せん方なくて休み給。この頼もし人なる介、弓矢持ちたる二人、さては下なる物、童など三四人、女ばらあるかぎり三人、壷装束して、樋洗めくもの、ふるき下種女二人ばかりとぞある。いとかすかに忍びたり。大御灯明のことなど、こゝにて加へしなどするに日暮れぬ。いゑあるじのほうし、「人宿したてまつらむとする所に、何人のものし給ぞ。あやしき女どもの心にまかせて」とむつかるを、めざましく聞くほどに、げに人々来ぬ。

（『源氏物語』二、p. 345 ～ 346）

ここからは、長谷詣に際しての玉鬘の一行に付き従っている人々の中に「樋洗めく者」という人物がいたことがわかる。女性の身のまわりの世話をする人物として、「樋洗童」と思しき人物がいたことを読み取ることができる。

『うつほ物語』春日詣[43]

（略）かくて、二月二十日になむ詣でたまひける。御車、糸毛十、檳榔毛十なり。糸毛十には、宮よりはじめたてまつりて、女御子たち、あまたの北の方、あなたこなた、合はせて九ところ。女御の君は、はらみたまへれば、とまりたまふ。御装束、赤色の唐の御衣に羅の摺裳、萌黄の色の織物の御小袿設けたり。檳榔毛十には、一つに四人づつ乗りて、うなゐは髪頬ゆひて、馬に乗れり。下使へは徒歩より歩む。樋洗まし六人、青丹の上の衣着て歩み、御車の御前駆、四位十八人、五位三十人、六位五十人。馬の毛、下襲の色整へたり。世の中にありとある上達部、親王たちよりはじめたてまつりて、山賊、民まで、今日の御供に仕うまつらぬなし。大宮の大路より下りたまふ。

（『うつほ物語』一、p. 258）

こちらは、春日詣に向かう女君の一行の描写である。付き従っている人々の中に、「樋洗まし」が見える。徒歩で付き従っているため、「下使へ」とすることができるだろう。しかし、その後に続く四位以下の人間も皆徒歩であるため、樋洗の下位性が強調されているわけではないようだ。このように、貴人の外出にも付き添っ

ていることがわかる。便器を携行しているのだろうか。

『紫式部日記』[44]

五節は廿日にまゐる。侍従の宰相に、舞姫の装束などつかはす。右の宰相の中将の、五節にかづら申されたる、つかはすついでに、筥一よろひに薫物入れて、心葉、梅の枝をして、いどみきこえたり。

にはかにいとなむつねの年よりも、いどみまいしたる聞こえあれば、東の、御前のむかひなる立部に、ひまもなくうちわたしつつともしたる灯の光、昼よりもはしたなげなるに、あゆみいるさまども、あさましう、つれなのわざやとのみ思へど、人の上とのみおぼえず。ただかう、殿上人のひたおもてにさしむかひ、脂燭ささぬばかりぞかし。屏幔ひくおひやるとすれど、おほかたのけしきは、同じごとぞ見るらむと、思ひ出づるも、まづ胸ふたがる。

業遠の朝臣のかしづき、錦の唐衣、闇の夜にも、ものにまぎれず、めづらしう見ゆ。きぬがちに、身じろきもたをやかならずぞ見ゆる。殿上人、心ことにもてかしづく。こなたに主上も渡らせたまひて御覧ず。殿もしのびて、遣戸より北におはしませば、心にまかせたらず、うるさし。

中清のは丈どもひとしくととのひ、いとみやびやかに心にくきけはひ、人におとらずとさだめらる。右の宰相の中将の、あるべきかぎりはみなしたり。樋洗の二人のととのひたるさまぞ、さとびたりと人ほほゑむなりし。はてに、藤宰相の、思ひなしにいまめかしく心ことなりかしづき十人あり。又廂の御簾下ろして、こぼれ意でたる衣の褄ども、したり顔に思へるさまどもよりは、見どころまさりて、火影に見えわたさる。

(『和泉式部日記／紫式部日記／更級日記／讃岐典侍日記』、p. 175 ～ 176)

この記述からは、五節舞の場面にも樋洗童が存在していた、ということがわかる。ここでも、排泄に関係しているとは読めず、五節舞の儀式に参列し、舞姫に同道することがこの場合の樋洗童の役割である。『紫式部日記』では「樋洗童」ではなく「樋洗」という語になっているが、これは「樋洗童」と同じ意味を表すものであると考えられる。なぜなら、この『紫式部日記』の記事は、五節舞の場面について記した箇所であり、先行研究[45]からも、五節舞姫に付き従っていた者は舞姫と同年齢の人間であった、とみなすのが自然であるため、この場合の「樋洗」は少女であるという意味で「樋洗童」と同義の存在である、と考えられる。五節舞に関連して「樋洗童」が登場する史料は他にもある。

『小右記』万寿四年十一月廿日条[46]

（略）資房云、江典侍御乳母、樋洗童、為大納言齋信卿童女忽有顯露、及天聴、被仰實康、女官及公女候女等到彼直廬邊成市、仍見、已似耻辱、臨曉置□件童云々、往古不聞之事也、殿上人嘲嘆無極云々、此童名抜出云々、去年美作守保任五節上雑仕云々、四位侍従閨經任所陳之趣相同、但卯日早朝、左馬助章任云々勅語相傳、仍乍驚向直廬、示事由令追却者、

（『小右記』三、p. 148 ～ 149）

ここでは、五節舞姫として進上された童女が、実は樋洗童であったために舞姫の任を解かれているということがわかる。『紫式部日記』と『小右記』は同時期の史料であり、しかも両者ともに日記であるために、ある程度は事実が記載されていると考えてよいだろう。少なくとも樋洗童は、宮中の儀式である五節舞に参列できる立場にあったと考えて間違いない。また、五節舞に関わる者が童女であったということも、この史料から読み取ることができる。そして何よりも、最も興味深い点として、樋洗童は五節舞に関係する存在であったにも関わらず、自身が舞姫として進上されるのは認められていない、というのである。樋洗童の仕事に就くことは、果たして望ましいことだったのか否か。このあたりに、排泄をめぐる当時の人々の微妙な心性が見え隠れしているのでないか、と考える。

5、考察

史料中に登場する樋洗童はすべて女性であり、また女性の主人に仕えているという点も共通していた。これらの女性主人の身分は、宮中に仕える女房、貴族層の子女、または貴族層の邸宅に仕える女房などが挙げられ、いずれも身分の高い人々である。樋洗童の仕事内容としては、文の伝達者・主人の外出への同行・五節舞姫の同行などが挙げられた。職掌名にもなっている「樋洗」に関連する仕事、すなわち排泄物処理者としての職掌に従事している例はほとんど描かれていない。また、史料から、樋洗童は主人の恋愛の場面にも登場し、貴族間の私的なコミュニケーションの場にも深く関わっていることが読み取れた。そこから樋洗童は、単なる下級の召使いというわけではない可能性が出てきた。辞書にみられるような「便所の清掃の仕事に従事した下級の女性」という簡単な表現にまとめてしまうのは適切ではないように考える。

また、樋洗童が五節舞姫の従者として存在していたということに触れたが、紫式部は『紫式部日記』において、各家から進上された舞姫の美しさを細かく述べてお

り、五節舞の観覧者の眼は、舞姫だけではなく舞姫に付き従っている下女にまで向けられているということがわかる。舞姫に同道する下女たちの美しさも重要な要素であったということは、保立も指摘している通りである[47]。このことから、五節舞に同道している樋洗童は、彼女自身も美しい容姿の人物であったと考えることができるだろう。そして、聖なる少女たちの献上という側面を重視する五節舞の同道者である樋洗童も、献上された舞姫と年齢や出自もある程度それに見合ったものであったと考えるのが自然ではないだろうか。しかし、すでに見たように、『小右記』の記述からは、樋洗童であることが理由で五節舞姫の任を解かれている少女がいたことがわかっている。樋洗童であることが五節舞姫になることを阻んでいる理由であるならば、この少女は、もしも樋洗童でなかったとすれば舞姫になれたであろう。つまり、樋洗童には、何らかのマイナスイメージが持たれており、それが五節舞姫になることを阻んだ原因と言えよう。すでに述べたように、当時の排泄は、路傍における集団排泄や、居住空間内における持ち運び式便器での排泄など、きわめて大らかな意識の下に行われていたものであった。また、便器を公然に持ち歩く行為もごく自然のことであり、排泄に関係するものについて人目を憚って扱うというような気配りはこの時代にはほとんど見られず、中世に至ってもそれほど差はない。古代・中世の社会において、排泄を嫌悪する精神性は特には強調されないのであって、現代人の眼からみるとかなり大らかな排泄観があったと考えることができる。そのような大らかな排泄観を持つ社会にあって、排泄物処理の仕事にそれほどの嫌悪感があったとは考えられず、五節舞姫から樋洗童の経歴が排除された背景には、排泄物への嫌悪のみに留まらない事情があるのではないだろうか[48]。

ここで、史料から読み取れたことを踏まえた上で、さらに論を進めてみたい。まず、樋洗童の年齢についてであるが、史料中に明確な情報は記述されていないものの、『紫式部日記』や『小右記』に見られたような五節舞の同道者たる樋洗童を例にして考えると、舞姫自身の年齢とほぼ同年であると考えるのが自然であろう。『小右記』では、五節舞姫を「五節童女」という言葉で表現しており、この場合、舞姫の年齢は女子の成人儀礼である裳着にやっと達する程の年齢だと考えることも可能である。しかし、このような例だけを取って樋洗童の「童」を発達段階上の「子ども」であるとして解釈することはできない。なぜならば、『今昔物語集』の樋洗童は年齢が記載されており「年十七八許ノ」となっている。17、18歳というのは、当時の社会で言えば十分成人とされるべき年齢である。それにも関わらず、ここでは「女童」と記されており、「童」であることが強調されている。実際にこの女童は、髪型や服装など視覚的な部分にも「童」としての描写が詳しくなされている。発達段階としては十分に成人の域に達しているにも関わらず、「童」としての役割

を持っていることがわかる。

同様のことは「牛飼童」についても言えることであり、「牛飼童」は、発達段階上は成年に達していても、髪型・服装などは「子ども」の頃のままの姿で一生を送る存在であった。彼らの個人名が「三郎丸」「石童丸」「小犬丸」「孫乙丸」などの「幼名」であったこと[49]を考えると、樋洗童も「幼名」で呼ばれていたという可能性は十分に考えられる。日本の女性名の研究には、角田文衛や飯沼賢司の優れた研究があり[50]、子どもの名前を生涯使用した女性が存在していたことも確認できる。

童名に関しては、立石和弘が、「うつほ物語」の童名を中心に分析しており、中でも興味深いのは「犬」という文字を含む童名が多く見られるという点である[51]。「犬」のついた名前としては、「いぬ」「犬君」（いぬき）「犬宮」などが知られており、『源氏物語』の若紫の段にも、少女時代の若紫に「犬君」という女童が仕えている。立石によれば、犬は死骸や排泄物を食らうため、そのことが「穢れ」を処理する存在であると見做され、それ故に、「穢れの運搬者」としてのイメージが犬に付されることになったという。特に、中世の絵巻物には、犬が人間の様々な排出物を食べる場面が数多く描かれており、そこでは、犬が人間の残飯のみならず、病人の嘔吐物、死体などを食べている[52]。さらに興味深いことに、童名には排泄物を意味しているものもあり、代表的なものは「屎賣」(くそめ)などである。『土佐日記』の著者紀貫之の幼名も「阿古久曾」（あこくそ）であり、排泄物の名前は、魔除けの意味で用いられた「辟邪名」であると考えられている[53]。犬は、穢れと結びつくが故に排除されるべき存在であると同時に、生活空間を人間と共有しており、その存在は「境界性」を有していたと言えるだろう。犬の「境界性」が両者の間を行き来するものとされ、それゆえ、犬は穢れを持ち込む一方で穢れを外部に運び出す存在であるとも見做されたのである。魔除けのシンボルとしてのイメージが付された「犬」という文字を名前に冠することは、辟邪名として排泄物の名前を命名していた心性にも繋がるのではないか。実際には成人年齢に達しながらも見た目上あるいは役割上「子ども」時代が継続している状態の人間は、発達段階と社会的な役割の一致しない特殊な存在であり、その特殊性が穢れの転換者としての役割に利用されたのではないかと考えられる。

以上に述べたように、樋洗童が穢れを排除する存在として貴人女性の生活空間に存在していたのだとするならば、その名前は「犬」や「排泄物」を意味する童名であった可能性は十分にあるだろう。つまり、「犬」「排泄物」を連想させる童の名前・服装・髪型で、成人儀礼を経ることなく生涯を通し、貴族社会の穢れをめぐる精神性の周縁に置かれた存在が「樋洗童」だとすることもできるのではないだろうか。「犬君」という名の女童は若紫の「樋洗童」であったのかもしれない。

おわりに

平安時代の日本は、大らかな排泄観を持ちながらも、「樋洗」という職掌名を作り出し、排泄を社会から浮かび上がらせるという矛盾や、樋洗の職についている者を五節舞の場に組み込みながらも根底では排除するという矛盾を抱えていた社会であった。その矛盾の背景には、平安時代を中心に徐々に肥大化する穢れ観念があり、樋洗童はそのような社会的心性の中で生み出された役割であったのだと考える。まだまだ「童」をめぐる問題には謎が多く残されているが、多様な意味を含む実に不可思議な存在であることは間違いない。「童＝子ども」と単純に結びつけることができないという事実は、「子ども」という存在の解釈の多様性をも示しているのではないだろうか。

極めて雑駁な報告であることは否めないが、今後は、穢れ観念の肥大化の問題、年齢区分・名づけの心性に関わる問題などを東アジアの他の国との比較を通じて探ることを課題としていきたい。

〔本稿は、2006年度白百合女子大学大学院文学研究科児童文学専攻修士論文
土屋綾「樋洗童考—「童」に関する一考察」の一部分を加筆・修正したものである。〕

---

1. 本稿では「樋洗童」は「ひすましわらわ」と読むこととする。「童」の文字は音読みでは「ドウ」訓読みでは「わらわ」「わらべ」などの読み方があるが、『日本国語大辞典』においても「ひすましわらわ」となっていることもあり、ここでは「わらわ」の読みを採用することとする。
2. 『日本国語大辞典 第二版』第十一巻（小学館、2001年）p. 248
3. 『國史大辞典』第十一巻（吉川弘文館、1990年）p. 905
4. 山田俊雄他編『角川必携古語辞典』（角川書店、1996年、単行本版）p. 673
5. 古代学協会・古代学研究所編『平安時代史事典』下巻（角川書店、1994年）p. 1980
6. トイレ研究が考古学の一分野として確立したのは、藤原京跡の発掘調査が行われた1992年以降である。黒崎直『水洗トイレは古代にもあった』（吉川弘文館、2009年）参照。本書は、トイレ考古学研究の成果をまとめた最新の本である。（2010年9月現在）

7. 新日本古典文学大系『今昔物語集』四（岩波書店、1994年）p. 356～366
8. 現代の日本人の衛生観念はほとんど「病的」にも思えるほど発達しているという。日本人は偏執的とも言える衛生観念を持ち、便器やトイレ空間を発達させていることは、世界的にも有名である。ジャン・フェクサス　高遠弘美訳『ウンチ大全』（作品社、1998年）参照。

   また、排泄行為については以下のサイトに大江希望氏の「排泄行為論」が掲載されている。http://www.ne.jp/asahi/kibono/sumika/kibo/note/haisetu/haisetu-4setsu.htm（取得日2010年12月16日）
9. 路上での排泄の様子として有名な図像は、「餓鬼草紙」（東京国立博物館蔵）にも見える。

   『餓鬼草紙　地獄草紙　病草紙　九相詩絵巻』（日本絵巻大成7、小松成美編、中央公論社、1977年）
10. 李家正文「平安時代の御樋殿について」（『住まいと厠』鹿島出版会、1983年）
11. 『増補史料大成　春記　春記脱漏及補遺』（臨川書店、1965年）p. 253
12. 『増補史料大成　権記　帥記』（臨川書店、1965年）p. 34
13. 『増補史料大成　兵範記』（臨川書店、1965年）p. 306
14. 『大日本古記録　殿暦』（岩波書店、1960年）p. 200～201
15. 『新訂増補國史大系　延喜交替式　貞観交替式　延喜交替式　弘仁式　延喜式』（吉川弘文館、2004年）
16. 源雅亮『雅亮装束抄』出版年不明、和装本
17. 『増補史料大成　台記　台記別記』（臨川書店、1965年）p. 91
18. 『増補史料大成　兵範記』（臨川書店、1965年）p. 62
19. 増田繁夫『源氏物語と貴族社会』（吉川弘文館、2002年）p. 242
20. 『新訂増補国史大系　古今著聞集　愚管抄』（吉川弘文館、2004年）p. 322～333
21. 保立道久「文献と絵画史料からみたトイレ」（『月刊文化財』No. 350、1992年）p. 5

   （保立道久『中世の女の一生』洋泉社、2010年に収録）
22. 同上掲論文、p. 4
23. 安田政彦『平安京のニオイ』（歴史文化ライブラリー、吉川弘文館、2007年）p. 17～19
24. 『新日本古典文学大系　源氏物語』一（岩波書店、1993年）p. 92
25. 関根慶子・古屋孝子編『散木奇歌集』下巻・集注篇（風間書房、1999年）p. 321
26. 「おまる」とは、排泄するという意味の古語「放る（まる）」から転じた固有名詞で

あると考えられる。虎子の字を当てて「まる」と読む。(注4の『角川必携古語辞典』を参照。)

27. 『新日本古典文学大系　源氏物語』三(岩波書店、1995年) p.19～20
28. 増田前掲書、p.239～245
29. 近江君の台詞からは、排泄物処理の仕事を見下しているという価値観をも垣間見ることができる。
30. 『増補史料大成　山槐記』(臨川書店、1965年) p.305
31. 『増補史料大成　長秋記』(臨川書店、1965年) p.169
32. 竹内理三編『平安遺文』第七巻(東京堂出版、1970年) p.2606
33. 『新訂増補國史大系　延喜交替式　貞観交替式　延喜交替式　弘仁式　延喜式』(吉川弘文館、2004年) p.456
34. 『増補史料大成　水左記　永昌記』(臨川書店、1965年) p.162
35. 増田前掲書、p.241
36. 女性の立小便については、安田前掲書p.20～22参照。また、注8のサイトも参照。
37. 『新編日本古典文学全集　今昔物語集』四、巻二十七～巻三十一(小学館、2002年) p.419～425
38. なお、平安時代の史料には「御厠人」(みかわやうど) という存在もいたことが確認できることを付け加えておきたい。

    『枕草子』第七段、第二十二段には「御厠人」という語が見える。(『新編日本古典文学全集　枕草子』、小学館、1997年、p.40、p.57) このような記述から、平安時代にも「厠」という語が用いられていたことが確認できる。しかし、すでに述べたように、「便所」という空間そのものが居住空間から未分化であったと言わざるを得ない状況では、一般的な「排泄場所」が「厠」という名称によって必ずしも表されていたとはで言えないと考える。このため、「御厠人」という語句は、排泄物処理に関わっていた人物に対する呼称の一つとして捉えられるものの、樋洗童と同じものではないと考える。筆者は、御厠人は男性であったと考えているが、その点の詳しい考察は今後の課題としたい。
39. 『新編日本古典文学全集　和泉式部日記／紫式部日記／更級日記／讃岐典侍日記』(小学館、1994年) p.37
40. 『新日本古典文学大系　源氏物語』三(岩波書店、1995年) p.23～25
41. 『新編日本古典文学全集　源氏物語』三(小学館、1996年) p.250の頭注において、樋洗童は女御への文の使いとしては下賎過ぎ、樋洗童が「いと馴れて清げなる」と表現されているのも近江君に対する皮肉表現である、という解釈がなされているが、そのように解釈する根拠は提示されていない。樋洗童そのものに対する蔑

視表現は見られないことから、この箇所において、樋洗童=下賎の者という読みをするのは危険であると考える。

42. 『新日本古典文学大系　源氏物語』二（岩波書店、1994年）p. 345～346
43. 『新編日本古典文学全集　うつほ物語』一（小学館、1999年）p. 258
44. 注39前掲書p. 175～176
45. 五節舞に関する先行研究としては、主に以下を参照した。服藤早苗「五節舞姫の成立と変容―王権と性をめぐって―」（『歴史学研究』667号、1995年）、遠藤基郎「十～十二世紀における国家行事運営構造の一断面―五節舞姫献上をめぐる家の国家行事関与の分析―」（『歴史』第74輯、1990年）、三上啓子「五節舞姫献上者たち―枕草子・源氏物語の背景―」（『国語国文』、802号、2001年）
46. 『増補史料大成　小右記』三（臨川書店、1965年）p. 148～149
47. 保立道久「『竹取物語』と王権神話―五節舞姫の幻想―」（『源氏研究』第三号、翰林書房、1998年）
48. 筆者は、五節舞に関わる事情として、出産・月経などの女性特有の穢れが、五節舞の聖性に深く関係しているのではないかと考えている。別の機会に稿を改めて考察を加えたい。
49. 『増補史料大成　小右記』三（臨川書店、1965年）p. 182　赤松俊秀編『教王護国寺文書』巻一（平楽書店、1960年）p. 864～865
50. 角田文衛『日本の女性名　歴史的展望』（国書刊行会、2006年　初出1980～1988年教育社刊）、飯沼賢司「人名小考―中世の身分・イエ・社会をめぐって」（竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『荘園制と中世社会　竹内理三先生喜寿記念論文集』下巻、吉川弘文館、1984年所収）
51. 立石和弘「抱擁と童名　『うつほ物語』心性の生育儀礼」（服藤早苗・小嶋菜温子編『生育儀礼の歴史と文化　子どもとジェンダー』、森話社、2003年所収）
52. 黒田日出男『姿としぐさの中世史　絵図と絵巻の風景から』（平凡社、1986年）
53. 日本以外でも、犬や排泄物の名を付ける慣習は見られる。崔吉城「韓国人の名前に冠する人類学的研究」（上野和男・森謙二編『名前と社会　名づけの社会史』、シリーズ比較家族、比較家族史学会監修、早稲田大学出版部、1999年所収）参照。